

理事会会議資料

(平成27年度第2回)

平成27年8月31日(月)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成27年度第2回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成27年8月31日（月）

午後3時00分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

報告第1号 指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家）の実施状況（4～7月分）について

報告第2号 法人後見機能発揮に向けた準備状況について

6. 閉 会

報告第1号

指定管理事業（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼりの家）の実施状況（4～7月分）について

<提案理由>

平成26年度より利用料方式により運営している標記事業は、前年度の反省をふまえ、両事業とも新規利用者獲得努力とあわせ、指定管理事業全体での適正な収支管理を継続しております。

4月から7月までの実績、及び利用者拡大に向けた対応状況に関する中間報告について、以降の資料のとおり報告いたします。

平成27年8月31日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

障害者デイサービスセンター「のぞみ」指定管理業務の運営状況

- サービスの内容
- | | | |
|-------------|----------------------|----------|
| 1 生活介護計画の作成 | 2 食事の提供 | 3 入浴又は清拭 |
| (生活介護) | 4 身体等の介護 | 5 機能訓練 |
| 6 創作的活動 | 7 余暇活動 | 8 健康管理 |
| 9 送迎サービス | 10 利用者又は家族に対する相談及び助言 | |
- 営業日・時間
- 月～土曜日（12/31、1/01を除く） 9:30～15:30
 ※児童については特別支援学校休校日（土曜・祝日、夏休み等）のみ 9:30～15:00
- 1日の利用定員
- 20名（うち基準該当放課後等デイサービスで 障害児童5名）
- 27年度受入目標
- 13名（1ヶ月あたりの利用料収入見込 4,110,667円）
 （年間予算 49,328,000円）

○ サービス利用状況（平成27年4月～7月の実績）

	営業日数	実利用者数	延べ利用者数	1日平均利用	達成率	利用者内訳(障害支援区分別)				基準該当放課後等デイ	利用料収入
						区分3	区分4	区分5	区分6		
4月	26	26	276	10.6	81.7%	50	55	51	99	21	3,629,690
5月	26	26	268	10.3	79.3%	49	54	53	94	18	3,511,859
6月	26	25	278	10.7	82.2%	65	52	56	92	13	3,672,452
7月	27	25	304	11.3	86.6%	67	57	53	97	30	3,941,632
計	105		1,126	10.7	82.5%	231	218	213	382	82	14,755,633

○ 利用者増強に向けての取り組み（27年4月以降）

- ・市障がい福祉課との打合せ会議（業務報告、利用者増強対策の検討）の月例開催による連携強化
- ・市内障害者相談支援事業所へのアプローチ（障がい福祉課と合同）
- ・鹿島特別支援学校が開催する福祉事業所合同説明会への出展（7月24日）
- ・未利用者に対し無料サービス体験・見学会の開催（8月19日）
- ・生活介護事業の利用限度（一人最大週5日）に合わせた営業日数変更（週6日→週5日）について市へ協議の申し入れ
- ・市障がい福祉課と合同で市内の身体障害者手帳保持者の実数調査（65歳未満の方の人数、障害支援区分別分布、障害福祉サービス利用状況等の分析。現在市で調査中。）
- ・サービス内容を工夫し、現利用者の利用日増につなげるアプローチを継続
- ・事業所広報紙「のぞみ通信」発行頻度を年4回から毎月発行に増やし、市内計画相談事業所にも発送
- ・その他、関係機関へのPRについては前年度と同様に実施中

神栖市障害者デイサービスセンター「のぞみ」平成27年度収支状況
(4月から7月までの4ヶ月間分)

1 収入

区 分	当初予算	4ヶ月予算	摘要(内訳)	4~7月実績	予算-実績	執行率
利用料(生活介護)	45,225,000	15,075,000	介護報酬及び利用者負担金	13,461,200	1,613,800	89.3%
利用料(児童)	4,103,000	1,367,000		1,294,433	72,567	94.7%
指定管理料	4,868,000	1,623,000	市より(指定2年次分)	1,623,000		100.0%
社会福祉事業繰入金	1,000	0	社協本部からの資金繰り入れ			
福祉作業所繰入金	2,000,000	667,000	作業所からの資金繰り入れ		667,000	
収入合計	56,197,000	18,732,000		16,378,633	2,353,367	87.4%

2 支出

区 分	当初予算	4ヶ月予算	摘要(内訳)	4~7月実績	予算-実績	執行率
人件費	51,555,000	17,186,000		16,919,011	266,989	98.4%
給与	31,797,000	10,599,000	職員俸給、諸手当	10,615,801	△ 16,801	100.2%
賞与	3,471,000	1,157,000	期末・勤勉手当、処遇改善手当	2,012,570	△ 855,570	173.9%
共済費	6,633,000	2,211,000	法定福利費、福利厚生、退職掛金	1,780,423	430,577	80.5%
賃金	9,649,000	3,217,000	非常勤職員給与	2,500,417	716,583	77.7%
旅費交通費	5,000	2,000	職員旅費	9,800	△ 7,800	490.0%
需用費(事務費)	2,720,000	907,000		742,945	164,055	81.9%
消耗品費	585,000	195,000	消耗品、図書、保健衛生費、活動費	119,528	75,472	61.3%
燃料費	964,000	322,000	車両維持費(保険代除く)、燃料費	333,430	△ 11,430	103.5%
印刷製本費	13,000	4,000	印刷製本費		4,000	
修繕費	22,000	7,000	修繕費	26,244	△ 19,244	374.9%
賄材料費	1,136,000	379,000	給食費	263,743	115,257	69.6%
役務費	731,000	243,000		203,358	39,643	83.7%
通信運搬費	103,000	34,000	電話、郵便料金	6,362	27,638	18.7%
保険料	599,000	200,000	賠償補償保険、自動車任意保険	188,623	11,378	94.3%
手数料	29,000	9,000	事務手数料	8,373	627	93.0%
委託費・賃借料・備品等	870,000	289,000		258,616	30,384	89.5%
業務委託費	310,000	103,000	嘱託医、検便代、車検費用	103,096	△ 96	100.1%
賃借料	560,000	186,000	コピー料、事務賃借料、リネン代	155,520	30,480	83.6%
その他の支出	321,000	107,000		7,800	99,200	7.3%
社会福祉事業繰出金		0	社協本部への繰り出し			
その他の支出	1,000	1,000		7,800	△ 6,800	780.0%
予備費	320,000	106,000			106,000	
支出合計	56,197,000	18,732,000		18,131,730	600,271	96.8%

3 収入実績-支出実績(8月以降へ繰越)

△ 1,753,097

福祉作業所「きぼうの家」指定管理業務の運営状況

- サービスの内容
- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1 生活介護(就労継続支援B型)計画の作成 | 2 食事・排泄等の介護 |
| (生活介護) | 3 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練 |
| (就労継続支援B型) | 4 創作的活動 |
| 5 就労の機会の提供及び生産活動 | 6 生活相談 |
| 7 送迎サービス | 8 健康管理 |
| 9 その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言 | |

- 営業日・時間 月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く） 9:00～15:00

- 1日の利用定員 生活介護：10名／日。 就労継続支援B型：20名／日。 計 30名／日。

- 27年度受入目標 生活介護：6名／日。 就労継続支援B型：15名／日。 計 21名／日。
 （1ヶ月あたりの利用料収入見込 2,527,250 円）
 （年間予算 30,327,000 円）

- サービス利用状況（平成27年4月～7月の実績）

	営業日数	実利用者数	延べ利用者数		日平均利用		達成率		利用料収入	
			生活介	計	生活介	計	生活介	計	生活介	計
			就労継		就労継		就労継		就労継	
4月	21	10	141	432	6.7	20.6	111.9%	98.0%	1,034,070	2,764,910
		16	291		13.9		92.4%		1,730,840	
5月	18	10	117	368	6.5	20.4	108.3%	97.4%	993,248	2,451,538
		16	251		13.9		93.0%		1,458,290	
6月	22	10	152	428	6.9	19.5	115.2%	92.6%	1,120,880	2,758,890
		17	276		12.5		83.6%		1,638,010	
7月	22	10	156	437	7.1	19.9	118.2%	94.6%	1,138,170	2,807,140
		16	281		12.8		85.2%		1,668,970	
計	83		566	1,665	6.8	20.1	113.7%	95.5%	4,286,368	10,782,478
			1,099		13.2		88.3%		6,496,110	

- 利用者増強に向けての取り組み（27年4月以降）

- ・市内障害者相談支援事業所へのアプローチ（障がい福祉課と合同）
- ・鹿島特別支援学校が開催する福祉事業所合同説明会への出展（7月24日）
- ・未利用者に対し無料サービス体験・見学会の開催（8月19日）
- ・その他、本会広報等でのPR、市内関係機関へのPRについては前年度と同様に実施中

- 工賃増強に向けての取り組み（就労継続支援B型事業所）（27年4月以降）

- ・製作物販売の販路拡大（デイサービスセンターのぞみ、いこいこかみす）
- ・生活介護事業利用者へ奨励金支給

神栖市福祉作業所「きぼうの家」平成27年度収支状況

(4月から7月までの4ヶ月間分)

1 収入

区 分	当初予算	4ヶ月予算	摘要	4～7月実績	予算－実績	執行率
介護給付費（生活介護）	11,180,000	3,727,000	介護報酬及び利用者負担金	4,286,368	△ 559,368	115.0%
介護給付費（就労B型）	19,147,000	6,382,000	介護報酬及び利用者負担金	6,496,110	△ 114,110	101.8%
指定管理料	2,397,000	799,000	市より(指定2年次分)	799,000	0	100.0%
その他（事業収入）	1,503,000	501,000	制作物や農作物の売上、内職収入等	476,352	24,648	95.1%
その他（参加費収入）	144,000	48,000	社会見学時等に利用者から徴収		48,000	0.0%
収入合計	34,371,000	11,457,000		12,057,830	△ 600,830	105.2%

2 支出

区 分	当初予算	4ヶ月予算	摘要	4～7月実績	予算－実績	執行率
人件費	26,014,000	8,671,000		8,645,812	25,188	99.7%
給与	13,947,000	4,649,000	職員俸給、諸手当	4,674,150	△ 25,150	100.5%
賞与	2,327,000	776,000	期末・勤勉手当、処遇改善手当	1,229,829	△ 453,829	158.5%
共済費	3,310,000	1,103,000	法定福利費、福利厚生費、退職掛金	867,985	235,015	78.7%
賃金	6,385,000	2,128,000	非常勤職員給与	1,873,848	254,152	88.1%
旅費交通費	45,000	15,000	職員旅費		15,000	
需用費（事務費）	2,497,000	832,000		722,904	109,096	86.9%
消耗品費	946,000	315,000	消耗物品、図書、器具費、活動費	184,936	130,064	58.7%
燃料費	668,000	223,000	車両費(車検、保険代除く)、燃料費	285,160	△ 62,160	127.9%
印刷製本費	4,000	1,000	印刷製本費		1,000	
光熱水費	738,000	246,000	電気料金、ストーブ用灯油代	249,808	△ 3,808	101.5%
修繕費	129,000	43,000	作業用マシン、耕耘機等の修繕費用	3,000	40,000	7.0%
賄材料費	12,000	4,000	会議等賄い		4,000	
役務費	673,000	224,000		185,700	38,300	82.9%
通信運搬費	208,000	69,000	電話、郵便料金	38,240	30,760	55.4%
保険料	447,000	149,000	賠償補償保険、自動車任意保険	147,460	1,540	99.0%
手数料	18,000	6,000	利用料金口座振替手数料		6,000	
委託費・賃借料・備品等	1,147,000	383,000		281,486	101,514	73.5%
業務委託費	608,000	203,000	嘱託医、機械警備、請求ソフト保守	177,620	25,380	87.5%
賃借料	539,000	180,000	コピー料、事務賃借料	103,866	76,134	57.7%
その他の支出	4,040,000	1,347,000		299,190	1,047,810	22.2%
利用者工賃	965,000	322,000	作業実績に応じた利用者への配分	290,850	31,150	90.3%
社会福祉事業繰出金	906,000	302,000	社会福祉協議会事業財源への繰出		302,000	
デイサービス事業繰出	2,000,000	667,000	デイサービス事業財源への繰出し		667,000	
その他の支出	169,000	56,000	雑支出、予備費	8,340	47,660	14.9%
支出合計	34,371,000	11,457,000		10,135,092	1,321,908	88.5%

3 収入実績－支出実績（8月以降へ繰越）

1,922,738

報告第2号

法人後見機能発揮に向けた準備状況について

<提案理由>

平成27年度社会福祉協議会事業計画に基づき、認知症、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送るため保護、支援する「成年後見制度」の利用ニーズに応えるため、本会が「法人後見」の機能を担うための準備として、平成27年7月に発足した（仮称）福祉後見サポートセンター設置検討委員会の開催状況と、検討の内容について、報告いたします。

平成27年8月31日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

法人後見機能発揮に向けた準備状況報告書

1. (仮称) 福祉後見サポートセンター設置検討委員会を発足

日常生活自立支援事業（茨城県社協より受託）及び成年後見制度の利用支援、法人後見受任を目的とした（仮称）福祉後見サポートセンター（以下「センター」と表記）の設置を検討するため、司法・医療・福祉・行政の成年後見制度に関わる専門職及び機関による検討委員会を組織し、第1回の委員会を8月4日（火）に開催しました。

2. 第1回検討委員会での協議内容

(1) 委員長及び副委員長の互選について

- ・委員長：鈴木善作委員、副委員長：今郡利夫委員

(2) 本市における権利擁護の状況について

①神栖市社協が法人後見団体機能発揮へ取り組む背景

<成年後見制度の現状>

- ・高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加等により成年後見制度利用に対する需要の増大が見込まれる中、成年後見人等の担い手確保が全国的に課題になっています。
- ・身寄りがいない、親族からの協力を得ることが困難等の理由から、親族以外の第三者（専門職）による後見人が必要とされる方が増加し、第三者後見人の主たる担い手である弁護士、司法書士、社会福祉士等の受け皿が不足している状況があります。

<法人後見の必要性>

- ・このような課題に対し、個人でなく社会福祉法人や社団法人等の「団体」が成年後見人等になり、対象者への支援や後見事務を行う「法人後見」に期待がされています。
- ・本会では福祉関係者や地域住民のネットワークのもと地域福祉事業を展開してきており、「日常生活自立支援事業」において判断能力の不十分な方々の権利を護ってきた経験からも、社協が法人後見を行うことは制度の安心感に繋がると積極的な取り組みが期待されています。
- ・これらの状況を踏まえ、神栖市に不足する社会資源を創設するという社会福祉法人としての役割を果たすため、本会は法人後見機能の発揮として地域の総合的な権利擁護支援体制の構築に有効とされる「権利擁護センター等」の設置を第4次地域福祉活動計画の重点項目に位置付けました。

※「成年後見制度」とは

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分なために不利益を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、その人に代わって、成年後見人等（申立により家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人）が預貯金の管理（財産管理）、日常での様々な契約など（身上監護）を法律面や生活面で支援する制度。

②本市における権利擁護の現状と課題

市町村長申し立てや成年後見利用支援事業は、行政責任として地域包括支援課と障がい福祉課が実施しています。

<高齢者の現状> 担当課：地域包括支援課

※神栖市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画より抜粋

- ・認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度を利用する高齢者が増えています。特に本市においては、長年にわたって親族との関係をほとんど持っていなかったため身寄りのない単身高齢者や、年金を家族等が遣い込む経済的虐待の被害にあう高齢者の相談が増え、成年後見制度利用支援事業の充実及び市民後見推進事業の検討が必要です。
- ・認知症高齢者の増加とともに無縁社会の広がりによって成年後見制度の利用が必要な高齢者はますます増える傾向にあります。今後とも制度の普及を図るため市民に対して講演会や利用の促進のための研修会や、利用相談に対する職員の知識向上に努めます。また、増加する成年後見制度の利用に対して成年後見人の人材が不足しており、市民後見制度の取り組みを検討します。
- ・市長申立（高齢者）の件数推移

成年後見制度の利用支援		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市長申立件数	実績値	2 件	10 件	6 件

<障害者の現状> 担当課：障がい福祉課

※第4期神栖市障害者計画・障害福祉計画より抜粋

- ・権利擁護制度の認知状況についてのアンケート調査結果から制度の理解が進んでおらず、市民等への広報・啓発活動の実施や成年後見制度の利用支援などの推進が重要になります。
- ・成年後見制度利用支援事業（成年後見制度による支援を必要とする障がいのある方について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業）の推進。市社会福祉協議会など、後見人等の業務を適正に担える法人の育成について検討し、実施していきます。
- ・市長申立（障害者）の件数推移

成年後見制度の利用支援		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市長申立件数	実績値	0 件	0 件	1 件

<日常生活自立支援事業の利用現状> 担当：社会福祉協議会

日常生活自立支援事業は、成年後見制度利用の予備群とされる認知症高齢者、知的・精神障害者等、判断能力が不十分な方と本会、茨城県社会福祉協議会の三者契約により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域での自立した生活を送ることを支援するものです。

本会は平成13年度から茨城県社協より鹿行地域の基幹的社協を受任して実施してきました。（当時10市町村）鹿行地域も市町村合併により5市となり、各市社協に事業実施に十分な人数の職員が配置されるようになった平成21年度末をもって鹿行地域の基幹的社協としての役割を終結しました。平成22年度より対象を本市の市民として事業を実施しています。

・日常生活自立支援事業の相談及び新規契約件数推移

年度/種別	認知症高齢者		知的障害者		精神障害者		その他		合計	
	相談	契約	相談	契約	相談	契約	相談	契約	相談	契約
平成21年度	28	8	7	0	6	1	—	0	41	9
平成22年度	19	2	2	0	3	0	—	0	24	2
平成23年度	18	2	1	0	3	0	—	0	22	2
平成24年度	13	2	3	0	1	1	—	0	17	3
平成25年度	10	3	2	1	2	1	5	0	19	5
平成26年度	14	3	6	1	2	0	3	0	25	4

※平成26年度末 利用契約者数10人

3. 検討委員会のスケジュール予定について

◇第1回検討委員会（平成27年8月4日）

- ・委員長及び副委員長の互選について
- ・本市における権利擁護の現状について
- ・検討委員会のスケジュール（案）について

（8月の理事会で進捗状況報告）

◇第2回検討委員会（平成27年11月開催予定）

- ・相談支援と法人後見業務について
- ・答申内容の検討について

（12月の理事会で進捗状況報告）

◇第3回検討委員会（平成28年2月開催予定）

- ・運営体制について
- ・答申書の作成について
- ・各種規程、要項の整備について

（3月の理事会、評議員会に最終案上程）

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
(仮称) 福祉後見サポートセンター設置検討委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、(仮称)福祉後見サポートセンター設置検討委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)は、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援、法人後見受任を目的とした(仮称)福祉後見サポートセンター(以下、「センター」という。)の設置を検討するため、神栖市社会福祉協議会委員会規程第2条の規定により(仮称)福祉後見サポートセンター設置検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、本会の諮問に応じて、センター設置について調査及び検討を行い、本会へ報告するものとする。

(構成)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 司法関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者
- (6) その他本会会長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第3条に規定する所期の目的を達成するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要項は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要項は、(仮称)福祉後見サポートセンターが設置されると見込まれた場合にその効力を失う。

(仮称) 福祉後見サポートセンター設置検討委員名簿

委員の任期：平成27年8月1日～平成28年3月

No.	選出区分		氏名	備考
1	医療関係者	白十字総合病院 病院長	鈴木 善作	◎ 社協嘱託医
2	社会福祉関係者	神栖市連合民生委員児童委員 協議会・会長	今郡 利夫	○ 社協副会長
3	司法関係者	法テラス茨城 弁護士	遠藤 彰子	
4	司法関係者	カシマ総合法務サービス 司法書士	鈴木 伸洋	
5	社会福祉関係者	茨城県社会福祉士会 (権利擁護センター運営委員会委員) 社会福祉士	稲嶺 裕子	
6	社会福祉関係者	NPOあすなろ会・理事長	鶴谷 慶一	
7	学識経験者	茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部・部長	篠原 義典	社協地域福祉活動 計画策定委員
8	行政関係者	神栖市 社会福祉課・課長	吉川 信幸	
9	行政関係者	神栖市 障がい福祉課・課長	浪川 進	社協評議員
10	行政関係者	神栖市 地域包括支援課・課長	畠山 修	社協評議員

◎・・・委員長、○・・・副委員長

設置検討委員会事務局（神栖市社会福祉協議会）

常務理事	坂本 義勝	
事務局長	橘田 勝	
地域福祉推進センター主査	荒井 真由美	主担当
地域福祉推進センター専門員	飯田 聡	副担当

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

<定款>

（理事会）

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（評議員会の権限）

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の議決を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項